

個人住民税の特別徴収にご協力ください！

外国人を雇用する
事業主の皆様へ

外国人従業員が退職・帰国するときは
個人住民税の一括徴収をお忘れなく！

従業員の退職等があった場合は、
必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、
一括徴収・納入をお願いします。

※ 6～12月の間に退職等

従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※ 1～4月の間に退職等

従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入



従業員が日本から出国するまでに住民税を収めることができない場合、必ず納税管理人の届けを出すようお伝えください。

※ 納税管理人は出国する前に日本に居住する方の中から定め、市区町村に届け出る必要があります。

特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、
簡単・便利な **eLTAX** をぜひ御利用ください。

納入方法についてはこちらから



各種提出方法についてはこちらから



- 制度の概要について

松戸市役所ホームページ「外国人従業員を雇用する事業主の皆様へ（お願い）」

- お問合せ

松戸市役所 市民税課直通 047-366-7322

